

平成21年6月30日

長崎税関長 関 荘一郎

長崎税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和29年法律第61号）（以下「法」という。）第19条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成21年7月1日より適用することとしたので公示し、「長崎税関における税関官署の開庁時間について」（平成20年3月31日公示第93号）は、廃止する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第63条第1項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和46年条約第6号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第19条の届出 ・ 法第23条第1項の承認 ・ 法第63条第1項の承認 ・ 法第66条第1項の承認 ・ 法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可 ・ 法第67条の許可（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナに限る。） ・ 法第102条第1項の交付 	全ての官署	08:30-17:15	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第62条の10の承認 ・ 法第62条の3第1項の承認 ・ 法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第73条第1項の承認 						